「別記(二)」

和解誓約書

今回金子鑄物工場ニ於テ使用中ノ職工仲居三之助、岡村幸史、今多正雄、岩瀬清六ノ四名ニ對スル解雇ノ件ハ職工代表者當所職長ト工場主代表水野信吉ト[illegible]立會ノ下ニ[illegible]工場主ニ於テ之ヲ撤回シ[illegible]圓滿ナル和解ヲ遂ケ[illegible]ヲ履行スルコトヲ約シ茲ニ爲後日[illegible]通ヲ作成各一通ヲ所持スルモノナリ

昭和五年一月十[illegible]日

工場主代表 水野信吉

職工代表 岡村[illegible]

立會人 [illegible]

記

一、解雇手當金額ノ[illegible]ヲ廢ス

二、工場主ハ將來技術ニ應シ假定的定職償金ヲ制定スルコト

三、職人ノ請負制ヲ設クルコト 但シ從事者ハ之ヲ定備又ハ臨時トスルコト[illegible]ノ實行スルコト

四、定傭者ヲ應スルコト 但從事ノ[illegible]ノ上人員ヲ定ムルコトアルヘシ

五、全部ハ常傭者ニ於テ作業スルコト 但判定償金ヲ定ムル分ハコノ限リニアラス

六、自四工場内ニ於テ[illegible]

七、從全員[illegible]ノ節ハ之ヲ適用スルコト

八、出勤時間ヲ守ルコト

以上

5.2.13 100

秘第二五二號

昭和五年一月二十五日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長官殿

各廳府縣長官殿

本庄合名會社工場ノ紛議ニ關スル件(發生解決)

標記工場ノ職工減員ニ關シ紛議ヲ生シタルモ間モナク

(1) 不況為工場閉鎖ヲ為スト稱シ職工全員(二四名)ヲ解雇シ諸手當ノ半額ヲ支給ス

(2) 事實ハ工場ノ縮少ニアリテ事業ヲ繼續シツヽアルヲ以テ二十日諸手當全額支給ヲ要求ス

(3) 事業主ハ二十三日要求ヲ容レ解決ス

一.二一 一.一.二三